

(様式第1号)

平成27年度 第1回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会 会議録

日 時	平成27年5月1日(金) 14:00~16:00
場 所	芦屋市役所 北館4階 教育委員会室
出席者	委員 長 寺見 陽子 副委員 長 麻木 邦子 委 員 大方 美香 委 員 有馬 直美 委 員 安里 知陽 事務局 こども・健康部長 三井 幸裕 こども・健康部主幹 和泉 みどり こども・健康部主幹, 学校教育部主幹 中塚 景子 こども・健康部子育て推進課施設整備係長 田中 孝之 こども・健康部子育て推進課政策係長 阿南 尚子 こども・健康部子育て推進課主査, 学校教育部学校教育課主査 山中 朱美 こども・健康部子育て推進課主事 井村 元泰 こども・健康部子育て推進課主事 高松 靖子 芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会関係課 こども・健康部子育て推進課長 伊藤 浩一
事務局	こども・健康部子育て推進課
会議の公開	公 開
傍聴者数	0人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<議題>

- (1) 前回の選定委員会での意見と対応方針案について
- (2) 小規模保育事業所の公募について
- (3) 認定こども園の公募について
- (4) その他

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

- 資料1 前回（H27年3月31日）の選定委員会での意見と対応方針案
- 資料2-1 芦屋市小規模保育事業者募集要項
- 資料2-2 芦屋市小規模保育事業者提出書類一覧
- 資料2-3 小規模保育事業者選定基準
- 資料3-1 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集概要（案）
- 資料3-2 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集に係る諸条件（案）
- 資料3-3 認定こども園事業者選定方法（案）

3 審議経過

<開会>

(1) 開会の挨拶

【事務局から開会の挨拶】

(2) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

(3) 資料の確認

【事務局より資料確認】

<議事>

(1) 前回の選定委員会での意見と対応方針案について

(委員長) それでは、議題1の「前回の選定委員会での意見と対応方針案について」のご説明をよろしく申し上げます。

(事務局田中) それでは、資料1「前回の選定委員会での意見と対応方針案」をご覧ください。資料の見方ですが、一番左の列に、前回頂いたご意見をジャンルごとに分けています。1ページには「応募条件について」と「提出書類について」のご意見を、また、2ページには「選考について」という区分で記載しております。それから、そのご意見が、小規模保育事業に関するものと、認定こども園に関するものに区分するために、その右側に「小」「こ」で分けて、該当する場合は○を表示しております。

まずは、意見No.1～3の「応募条件について」の意見ですが、実績や地域制限に関するご意見を頂きました。認定こども園の公募について、実績については一定年数の運営実績を求めたいと考えておりますが、制度そのものができて間もない関係上、認定こども園の実績のある事業者でも10年20年といった実績はあり得ませんので、3年程度が妥当かと考えております。応募時点で3年の実績があれば、開園までの準備期間を経ると、開園時点では、一定の運営実績を有しているのではないかと判断したためです。幼稚園・保育所の運営実績についても、認定こども園と同じ期間にしたいと考えております。それから、地域制限については、できるだけ多くの事業者に応募いただくためにも今回の

公募には実施しないつもりですが、そのために応募者が多すぎるといった事態になるようであれば、今後の公募の際には、実績面での制限との関連も含め、検討していきたいと考えております。

続きまして、「提出書類について」の意見です。これらは、すべて小規模保育事業にも認定こども園にも共通するものとなっています。No.4～7の意見については、選定の際には応募者の記載内容を比較できる一覧表を作成することや、提出書類と審査項目をリンクさせることなど事務局で工夫し、資料の配布時期も踏まえ、委員の皆様へ審査しやすくなるように取り組んでまいります。No.8ですが、保育の環境がわかるよう、保育室の面積だけでなく、トイレの便器の数などもわかるように施設平面図の提出を求めたいと思います。No.9の意見については、延べ床面積が100㎡を超える場合や大きなハコモノを建設する場合は市の建築部門でのチェックがございますので、そこで一定の確認は受けるものとなっております。それ以外の場合の対応としましては、建物の外観及び現況にとどまりますが、室内の写真の提出を求め、現在の環境がわかるように取り組みます。なお、小規模保育の公募については、利用可能な公園が記載された周辺地図を求めることで、より保育環境がわかるようにしたいと思います。No.10と11については、ご意見を反映し、見やすい資料作成に取り組んでまいります。

次のページをご覧ください。No.12については認定こども園の応募者に関する審査で、仮に実地調査に行く施設が、幼稚園と保育所であったとしても、相対評価ではなく、その施設の運営状態を絶対評価いただくことで対応は可能であると整理いたしました。次にNo.13についてです。小規模保育事業における園庭の有無については、認可基準で、付近にある代替地も含め屋外遊戯場を設けることとなっておりますことから、その屋外遊戯場が適切に確保されているのか、そしてそれが「乳幼児が心地良く過ごすことのできる設計か」という着眼点の中で各委員の評価をいただければと思います。次にNo.14の意見については、公募の条件にも書類不備は選定対象外とする旨記載いたします。次にNo.15の意見については、どれが大事な評価項目か優劣つけがたいのですが、すごく良い評価と悪い評価が混在しバランスがとれていない事業者を避けるために、ボーダー点を設けるようにしたいと思います。次にNo.16の意見については、国の通知では、社会福祉法人及び学校法人以外の事業者が参入する際には直近の会計年度において3年以上連続して損失を計上していないことを条件としております。しかし、小規模保育事業の公募においては、社会福祉法人・学校法人・その他法人・個人と応募できるのに、社会福祉法人と学校法人だけがその制限にかからないというのも違和感がございましたので、同条件でいきたいと思います。一方、幼保連携型認定こども園の公募については、そもそも社会福祉法人か学校法人しか応募できませんから、そういった制限は実施しないこととしたいと思います。ただ、直近3期の財務諸表等の提出は求めますので、財務状況についての評価は、きちんと審査されるようになっております。次にNo.17の意見については、前回の事務局案のとおり、2次審査は実施せず、書類審査と面接の総合評価でお願いしたいと思います。次にNo.18の意見については、委員間で評価をしやすいうように対応いただければ、事務局としては問題ないと考えております。次にNo.19の意見については、応募事業者がどれぐらいになるかわかりませんので、多い場合は2チームに分けて複数日で審査する

など検討していきたいと思いますが、応募件数に左右されますので、現時点では考え方の提示ということでご容赦いただきたく思います。議題1の説明は以上です。

(委員長) 今のご説明で何か質問はございますか。

【質問なし】

(委員長) 特にないようでございますので、これで今後の対応を進めていただければと思います。

(2) 小規模保育事業所の公募について

(委員長) それでは、次の議題に移ります。事務局から議題2「小規模保育事業所の公募について」の説明をお願いします。

(事務局和泉) それでは、資料2-1「芦屋市小規模保育事業者募集要項」をご覧ください。

前回の選定委員会で、小規模保育事業の公募についてご審議いただき、本日から公募を行っております。前回の選定委員会で頂いたご意見を反映させた部分や、昨年11月公募との違いの部分に下線表示をしておりますのでその部分を中心に報告をし、文言修正等の説明は割愛させていただきます。

まず、冒頭には、認可・確認に関する条例を遵守する旨を記載し、これらを守らなければならないということが前提となる旨明白にしております。

次に、「1 募集の概要」の(2)ですが、原則として各中学校圏域から1事業者を選定するものとしております。ここで「原則」という表現を使っておりますのは、すべての圏域において待機児童が分布していることから、昨年11月公募のように、ある圏域で応募がなかった場合で、かつ、応募のあった圏域で合格水準の事業者が複数発生した場合に、双方を事業者として選定するといったケースにも対応できるよう表現を改めております。しかしながら、これはあくまでも例外でございますので、原則としては、各圏域で小規模保育事業所の整備にムラができないためにも、各圏域で1か所ずつと考えておりますことを申し添えます。

「2 事業者の応募資格等」の(1)では色々と追加しておりますが、一般的な事項ばかりですので、ここでの説明は割愛させていただきます。2ページをご覧ください。「(2) 応募者が次の要件に該当する場合は、選定の対象から除外する。」として選定対象から除外する要件をいくつか追加しています。①では不当な要求をしてきた場合、②では書類に不備があった場合、③では記載内容に齟齬がある場合、④ではこの要項に違反又は著しく逸脱した場合、⑥では(1)に該当しない場合です。ここまでの、応募資格等に関連する事項です。

次の「3 小規模保育施設の設置等に関する条件」は、小規模保育事業の認可基準をまとめた内容になっております。こちらは前回の募集要項の内容と変

わっておりませんので、説明は割愛させていただきます。

4ページをご覧ください。「4 小規模保育施設の運営に関する条件」の(3)で保育士の配置基準を記載しておりますが、芦屋市の国よりも手厚い配置基準を条例で規定しておりますので、その内容を記載しております。5ページをご覧ください。4行目(6)で、食物アレルギーへの対応を記載しています。厚生労働省のガイドラインに加え、市立保育所での運用状況を取りまとめた「芦屋市立保育所食物アレルギー対応マニュアル」への準拠も求めています。(8)では、利用乳幼児及び職員の健康診断について記載いたしました。また、(10)では、一部文言修正をするとともに、市が実施する研修に参加いただき、保育の質の確保を図りたいと思います。(15)では、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない旨市の条例に規定しておりますので、保険に加入いただくことを求めています。前回は記載しておりましたが、より詳しく書いております。

「5 開設経費及び運営経費にかかる補助」については、前回から補助額等変わっておりませんので、説明を割愛いたします。

6ページをご覧ください。「6 その他の留意点(職員配置・設備基準及び運営上の留意点)」についてです。(2)の①で、保育所保育指針だけではなく、「芦屋市就学前カリキュラム」という市立幼稚園と市立保育所で実施されている教育・保育をまとめた内容に基づき保育課程及び指導計画を作成いただき、保育の実施を求めます。このカリキュラムは、本年3月に新制度に向けて芦屋市立幼稚園、保育所の良さを引き継ぐために策定したものです。また、②では個々に配慮した食の提供を求めます。「(4)施設改修の留意点」ですが、③では車・自転車の送り迎えに関する対策を講じることを求めています。④から⑨では、整備費補助を受ける場合は、公費が投入されることとなりますので、入札で実施していただく流れを追記しておりますが、文字として追記しただけで、前回の公募の際にも事業者には説明しています。

7ページの「7 申込方法等」では、審査日程を一日とするのか、複数に分けて2チームにするのかなどを早めに把握するため、(2)で事前登録という制度を設けましたので、追記しております。

8ページをご覧ください。「8 選定の方法等」で(2)選定の基準を前回の選定委員会での意見を踏まえ記載しております。議題1でも説明しましたが、ボーダー点を5割としているなどが大きな変更点です。その他、選定基準を表形式で記載いたしました。

9ページをご覧ください。「9 保育開始までのスケジュール」で今後の流れを記載しております。日程については、追って調整させていただきたいと思っております。

また、本日お配りしています資料2-2と2-3については、各種様式と選定項目の整合を図っておりますが、時間の都合上説明は割愛させていただきます。議題2の説明は以上です。

(委員長) 今のご説明で何か質問はございますか。

【質問なし】

(委員長) 特にないようでございますので次の議題に進みます。

(3) 認定こども園の公募について

(委員長) 事務局から議題3「認定こども園の公募について」の説明をお願いします。

(事務局田中) 議題3について説明いたします。本日お配りしました資料3-1「幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集概要(案)」をご覧ください。今回公募いたしますのは、現市立浜風幼稚園がある場所に、幼保連携型認定こども園を運営する事業者を募集するものです。開園年月日は平成29年4月1日です。土地・建物等の条件につきましては、調整中と記載をしておりますが、どういった点を調整しているのかをご説明をさせていただきます。

まず、土地については売却・譲渡する考えはございませんので、貸付ということになるかと思えます。貸付には、有償もあれば、無償もございます。有償であれば、賃料はいくらにするのか、無償にするのであればどれだけの期間を無償にするのかという課題がございます。私どもこども・健康部だけでは決めることができませんので、現在庁内で土地の扱いをどうするのか調整している次第でございます。

次に、建物についてです。資料にも記載しておりますように、昭和56年に建築されておりますから、既に34年が経過しており、残り何年使用することができるのかという考えもある一方、現状の施設を可能な限り維持してほしいというご意見もございます。事業者の考え方によっては、大規模改修を行って既存建物を活用するといった設計をされる場合もあるでしょうし、解体して新しい施設で運営したいと考えられる場合もあるかと思えますので、公募条件として既存建物をどうするのかということが課題として残ってきます。大規模改修にせよ、解体にせよ大きな工事になるかと思えますので、着手時期・工期・開園日を踏まえ、現在調整中という状況でございます。

続きまして、「4 応募資格」についてです。まず前提として、幼保連携型認定こども園として運営することとし、幼稚園・保育所・認定こども園を3年以上運営している実績のある学校法人又は社会福祉法人とさせていただきました。このように実績での制限はかけておりますが、できるだけ多くの事業者に応募いただきたいと思えますので、今回の公募条件には地域制限は見送らせていただきました。今後の公募の際には、実績面での制限との関連も含め、今後検討していきたいと考えております。なお、(3)として記載しています資料3-2「幼保連携型認定こども園設置運営事業者の募集に係る諸条件」については、後程説明いたします。

次の「5 欠格事項」についての説明は割愛いたしまして、「6 失格事項」についてです。前回の選定委員会でのご意見を踏まえまして、議題2の小規模保育事業者の公募の際の失格事項と整合を図っております。

次に、「7 事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール」についてです。全体として他市に比べて余裕のあるスケジュールになっておりまして、募集の開始に当たります募集要項公表時期は6月15日を想定して記載をしておりますが、表の下部に（注）として記載しておりますように、場合によっては、2週間程ずれる場合も考えられることから、現時点では流動的でございます。募集の期間としては2か月程度を考えておりますので、応募される事業者にはその間で、様々な提出書類をそろえていただくこととなります。なお、認定こども園の提出書類については、小規模保育事業者の公募の書類と整合を図りながら早急に固めていきたいと考えておりますので、一定案の段階でもまとまりましたら、委員の皆様にお示しさせていただき予定をしております。なお、認定こども園の事業者選定につきましても、この選定委員会において、第一次審査、第二次審査と評価いただき、このスケジュールでいけば、10月中には事業者を選定できるのではないかと考えております。日程につきましては、議題2でお話ししました小規模保育の選定もでございますので、後日調整させていただきたいと思っております。このスケジュールで事業者が決まれば、その後は事業者が地域で説明会を開催いただくなど、開園に向けた準備に取り組んでいただきたいと思います。そして、来年度初旬に事業に着手し、平成29年4月の開園を予定しております。

次の「8 選定方法について」は、後程資料3-3で説明いたします。

それでは次に、資料3-2をご覧ください。資料3-1同様、下線部は事前配布した資料との変更点です。タイトルのとおり、募集に係る諸条件を記載しておりますことから、芦屋市が求めている内容が細かく記載されているとご理解いただければと思います。

まず、「1 幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する事」は基本的な事項を記載しております。

次に「2 学級数及び利用定員に関する事」についてです。学級数と利用定員については、1号・2号・3号すべての子どもの利用定員を設定いただき、また、0～2歳の定員については持ち上がりが可能な定員設定をした上で、総定員は150人程度を目安に、事業者に提案いただきます。なお、3歳児以上については教育を行うため学級を編制することになります。学級編成については私立の施設ではございますが、廃園に至る経緯もあったことから教育委員会からの要望で、少なくとも4・5歳についての学級数は複数学級としております。

次の「3 基本原則」の説明は割愛しまして、「4 園運営・事業内容に関する事」についてです。指導計画の策定については、国が定める教育・保育要領だけでなく「芦屋市就学前カリキュラム」という市立幼稚園と市立保育所で実施している教育・保育に基づいて教育・保育を実施いただくことを記載しております。これは、私立の運営になっても、これまでの市立幼稚園、保育所と同様の教育・

保育の質を担保するために必要なことだと考えています。次のページの(6)では子育て支援事業について記載しています。認定こども園が、在家庭の子育て世帯も含め地域に開かれた施設となっただけだと考えておられますので、法律に規定された「子育て相談」等の事業を実施することを記載しています。また(7)では、芦屋市教育委員会が、浜風幼稚園の廃園を決定する際に留意事項として「浜風」の名称をできるだけ残すよう配慮いただきたいとなっておりましたことからその旨記載をしております。

次に、「5 職員の配置等に関すること」です。(3)には、配置基準を記載しておりますが、保育所の配置基準同様、手厚い保育を実施していただくための芦屋市の配置基準に対する考えを記載しています。ここには記載しておりませんが国の配置基準を申し上げますと、「ア 満5歳以上の園児」と「イ 満4歳以上満5歳未満の園児」が30対1、「ウ 満3歳以上満4歳未満の園児」が20対1、「エ 満2歳以上満3歳未満の園児」と「オ 満1歳以上満2歳未満の園児」が6対1、「カ 満1歳未満の園児」が3対1です。また、備考として表の下に記載していますが、各年齢区分それぞれで、小数点は切上げという考え方も、芦屋市独自の基準です。ちなみに国基準は、少数点1位を足し合わせて四捨五入するという計算です。つまり、配置基準だけでなく、その計算方法においても芦屋市はかなり手厚い配置基準となっております。(4)の学級編制については、35人以下としています。少しここで、先程話しました配置基準と学級編制の関係を説明いたします。若干ややこしいかもしれませんがあらかじめご容赦ください。学級といいますのは、3歳以上のクラスのこと、配置基準とは子どもに対する職員の数のこととご理解ください。その1学級の人数が35人以下ということです。この人数については、市立幼稚園では5歳児は35人ですが、4歳児では30人となっております。ですから、そこだけを見ると4歳児については、クラスの園児が5人増えているように感じますが、芦屋の配置基準は4歳・5歳児では20対1ですので、1クラスが35人の場合は職員が2人配置されるということです。先生が1人でみている市立幼稚園に比べて、より多くの職員が目みることが出来る訳です。次に、学級数については教育委員会からの要望により「少なくとも4・5歳児は複数学級」を求めると申し上げましたが、各学年2クラス以上ということです。そこで、先程説明した配置基準と関係させて考えますと、4・5歳については1クラス20人という設定で園児を手厚くみるという提案や、1クラス35人という設定で2人の職員を配置し、それを複数クラスにするという提案など事業者の提案に多様性がもたらされるのではないかと考えております。ここまでの、配置基準と学級編成の関係です。

それでは、話を元に戻しまして、「7 給食に関すること」です。(1)では厚生労働省のガイドラインに加え、市立保育所での運用状況を取りまとめた「芦屋市立保育所食物アレルギー対応マニュアル」への準拠も求めています。また、(2)では個々に配慮した「食」の提供を求めています。それから(3)では自園調理を求めています。

次のページの「10 幼保連携型認定こども園として必要な施設の建設等に関すること」の(2)では、車と自転車での送り迎えについて事業者として対策を講じることを求めています。

「11 開園後の取組への協力に関すること」として、市として運営がきちんとされているのか開園後も確認していくために必要な協力を求めています。

次のページをご覧ください。「13 その他」についてです。(1)では近隣住民との説明会等の開催を、(2)では浜風小学校の学校運営や近隣への配慮について、(3)では重大な違背行為があった場合には事業者が選定された後でも取消しできる旨、(4)では選定を受けた事業者が運営することを念押ししております。

最後に資料3-3ですが、選定方法についてです。小規模保育事業の選定同様、ボーダー点を1次審査・2次審査ともに設定し、5割としています。その他の事項については、前回の選定委員会での内容に変更はございません。

議題3の説明は以上です。

(委員長) ただいまの説明でご質問等があればお願いします。

(副委員長) 資料3-1「5 欠格事項」の(4)ですが、募集は法人を対象としていることから所得税という言葉はそぐわないと思います。

(事務局田中) はい、ありがとうございます。

(安里委員) 公募の募集要項等の周知はどのような方法でされるのでしょうか。

(事務局田中) 「広報あしや」に事業者の公募について掲載するとともに、ホームページでも提出書類や募集要項を掲載し、案内させていただく予定をしております。また、広報紙だけですと芦屋市内にとどまってしまうし、ホームページに載せて全国から見いただくことはできますが、それだけですと受動的でこちらからの発信はないこととなりますので、現在募集している小規模保育事業所の公募については兵庫県保育協会、大阪府保育協議会等の団体にご案内を送ります。同じようなかたちで認定こども園の公募につきましても、学校法人は関心のあることだと思いますので、県内の私立保育園の団体に加え、私立幼稚園の団体等にも積極的なアピールをしていきたいと考えております。できるだけ多くの事業者に応募していただき、競っていただき、その中から選定していきたいと思っておりますので、できるだけ広報活動については積極的に取り組んでいきたいと考えております。

(大方委員) 土地と建物は庁内で調整中とありますが、応募する側には条件として非常に大事なことだと思うのですが、公募の段階ではどうなりますか。

(事務局田中) 本来であれば、今日この場でお示しすべきだったのですが、全庁的な部分や政策的な部分もございまして間に合わすことができませんでした。大変申し訳ございません。ただ6月15日の広報の段階にはまとめていきたいと思っておりますし、そこがまとめられない場合には6月15日の広報はずれることとなります。

(安里委員) 認定こども園の所管は子育て推進課ですか。

(事務局田中) そうです。所管としましては、こども・健康部の子育て推進課になります。

- (安里委員) 入園申込はその施設に申込みのですか。
- (事務局田中) 入園申込については現在と同様で、1号認定はその施設、2号3号認定は子育て推進課で申込をしていただくこととなります。
- (大方委員) 資料3-2の2ページの職員配置のところですが、子どもにとってはこのほうが手厚いですが、例えば大阪府の事業者ですとその分雇わないといけなくなりますが、その場合は芦屋市が補助するシステムになるのですか。
- (事務局田中) それについては資料3-2の4ページ(2)の「イ 市単独助成金」というところをご覧ください。保育所等に現在0,1歳児は8%,2歳児以上は20%を基本単価に加えて市単独で助成しています。ただし、平成28年度以降については、予算編成の過程で変更となる場合があります。
- (事務局三井) 土地の件について近隣市をいろいろ見ていきますと、有償にしているところもあれば一定期間無償にしているところもあります。できるだけ応募しやすいようなかたちにしたいと思っていますので、かなり調整が必要です。建物についても既存の施設を使いたいという一方、複数クラスにして欲しいということになってきますと、保育室が7部屋くらいしかないので、各年齢1クラスずつであれば収まりますが、そうでない場合には改装し運営するのか、または増築されるのか、または建て替えるのか、ここは法人側に提案してもらおうかと思っています。
- (委員長) 幼稚園だから、乳児の施設は全部増設しないといけません。
- (大方委員) 建て替えたほうが安いかもしれません。見栄えや耐震という意味でも安心です。
- (委員長) 乳幼児のための施設を増設したかたちで作る場合、動線が気になります。どうしてもあと付けのようなかたちになります。今後十分に検討しながら進めていただければと思います。それではこれ以上ご質問ございませんので、このかたちで公募していただくということでよろしいでしょうか。今回原案として出た諸条件で公募するというので決定させていただきます。それでは本日の議題はこれで終了ですが、事務局から何かございますか。
- (事務局田中) 今後の進め方について事務局から提案させていただきます。本日の協議内容につきましては、議題1のようなかたちで、出た意見と今後の対応方針案を委員の皆様にお示しさせていただき、その対応方針案についてもご意見を頂戴できればと思います。それらも反映させた上で、今後認定こども園の公募等を進めていきたいと思っています。公募前に皆様にお集まりいただきご審議いただくのが丁寧なやり方であるとは承知しておりますが、その点については事務局に一任いただきたく思います。なお、事務局での判断が難しい場合は、会長・副会長と協議の上進めさせていただきたいと思っていますので、重ねてご承知いただければと思います。事務局からは以上です。
- (委員長) それでは以上で本日の議題がすべて終了したこととなりますが、特にご意見なければこれで終了したいと思います。事務局から何かありますでしょうか。

【事務局から連絡事項】

(委員長) それではこれもちまして本日の会議を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。